ASBJ

第 576 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(5)-4
日付	2026 年 5 月 14 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	第 575 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）において、金融資産の分類アプローチの一部である負債性金融商品と資本性金融商品の区分に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチの採用の是非に関する事項）

2. 負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチは取り入れず、現行の金融商品会計基準等における金融商品の法的形態を基礎とする枠組みを維持するという事務局の提案に同意する。

3. 短所として挙げた複雑な判断を要する場合があることや会社法との関係の整理に懸念があり、短所の方が長所よりも重大な可能性があるとする事務局の分析に同意する。

4. 負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを採用することによって国際的な整合性が高まるという長所はあるものの、財務諸表利用者も会社法と結びついた現行の枠組みに慣れていることを踏まえると、IFRS 会計基準のアプローチを採用することは過度な対応になると考える。

5. 国際的な比較可能性の観点から、IFRS 会計基準と異なる取扱いを採用する場合には、その背景や考え方を明確にすることがよいと考える。

（フェーズ 1 で取り扱う金融資産の範囲に関する事項）

全般的な事項

6. フェーズ 1 で取り扱う金融資産の範囲に関する事務局の提案に異論はない。

7. 審議事項(4)-2 第 17 項について、負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れない場合の対応として、金融資産ごとに IFRS 会計基準において負債性金融

商品に分類されるかどうか検討を行い、個別に定めを設けるとする方向性は、会社法などの国内法令の関係性と国際的な整合性を両立するための現実的な手段と考える。

8. 負債と資本の区分に関する IFRS 会計基準のアプローチを取り入れない場合には、IFRS 任意適用企業が連結財務諸表を作成する上で修正が必要となるものの、審議事項(4)-2 第 29 項の事務局提案を踏まえると、修正が必要になる企業は多くないと考えられ、大きなデメリットは生じないという認識でよいかを確認したい。

債券に関する事項

9. IFRS 会計基準で資本性金融商品に分類される債券が限定的であるとして、債券についてはすべて負債性金融商品とみなすという案 2 の考え方は合理的であると考える。また、すべての債券を負債性金融商品とみなしたことによる影響が大きいことが判明した場合には、当該取扱いを再検討することが考えられる。

10. 感覚的には IFRS 会計基準で資本性金融商品に分類される債券が我が国において限定的であると考えられるものの、債券をすべて負債性金融商品とみなすことで実務上問題ないかどうかについての確信を得ていないため、追加的な情報があれば連携させていただく。

種類株式に関する事項

11. 実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」に従い債権と同様に取り扱う種類株式を IFRS 会計基準における負債性金融商品として取り扱うことに実務上問題ないかどうかについての確信を得ていないため、追加的な情報があれば連携させていただく。

以　上